相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍盛岡市永井二〇地割五番地一四六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　千葉　和志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十八日

東京都新宿区市谷田町三丁目二〇番地八号

相続財産管理人　弁護士　橋田健次郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県勝浦市勝浦五三番地、最後の住所川崎市麻生区栗平一丁目一二番一二号ベストライフ麻生Ⅱ二〇七

被相続人　亡　中村　忠治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十八日

川崎市高津区溝口二丁目三番一〇号内田ビル三階　相続財産管理人　青木　亮祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市北区清水一丁目一八〇二番地、最後の住所静岡県袋井市清水町四番地の九

被相続人　亡　長江　英逸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十八日

静岡県浜松市中区板屋町五二二番地　ＭＹビル四階　佐々木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中野江里香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市春明字宅美六番地、最後の住所愛知県一宮市北方町中島字南辻ノ内二〇番地四五ナビタウン一宮マンション五一〇号

被相続人　亡　森田健一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十八日

名古屋市中区丸の内三丁目九番一六号丸の内ＹＳビル四階弁護士法人あおば法律事務所　相続財産管理人　弁護士　上田　敏喜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市観音寺二四番地、最後の住所滋賀県大津市坂本五丁目一三番一号真盛園

被相続人　亡　藤野　精子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十八日

事務所滋賀県大津市唐崎三丁目三番一六号

相続財産管理人　辻倉優里巳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市中央区元町通四丁目三〇番地一、最後の住所神戸市中央区花隈町三番八の五〇三号

被相続人　亡　佐原　明子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十八日

神戸市中央区多聞通二丁目一番一〇号第二法友会館三階　かけはし法律事務所

相続財産管理人　伊藤　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県東広島市安芸津町木谷九一番地三〇、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　美野　來

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十八日

広島市佐伯区五日市町大字昭和台二八番地七　プルメリアＢ一〇二、事務所広島市中区上幟町一番三号ソフィアコート上幟町三Ｆ

相続財産管理人　江﨑　諭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県廿日市市宮内四三〇五番地一、最後の住所広島県廿日市市串戸五丁目一〇番三九―一〇四号　被相続人　亡　山本　克也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十八日

広島市東区牛田中一丁目七番三二号、事務所広島市中区八丁堀一番一七号

相続財産管理人　村越　和也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県北宇和郡鬼北町大字父野川下六八九番地、最後の住所愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永四九六番地　被相続人　亡　犬飼　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十八日

愛媛県宇和島市吉田町法花津六番耕地一九二番地　相続財産管理人　松本　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県沖縄市字古謝八二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　島袋　正一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月二十八日

沖縄県浦添市前田一丁目一七番六―四〇三号スカイコーラル前田

相続財産管理人　福原　淳

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十二年十月二十八日

一　墳墓等所在地　東京都中野区中央二丁目三三番三号

一　墳墓等の名称　山下家墳墓

一　死亡者の本籍及び氏名　いずれも本籍不詳

山下クマ、山下つり、山下佐五衛門　その他氏名不詳

一　改葬を行おうとする者　東京都中野区中央二丁目三三番三号　宗教法人宝仙寺　代表役員　富田　道生

無縁墳墓等改葬公告

適正な霊園管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十二年十月二十八日

一　墳墓等所在地　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二

一　墳墓等の名称　冨士霊園

十三区一号三四五七番　近藤家、八区二号二八六五番　松谷家

一　死亡者の本籍及び氏名　各死亡者の本籍は不詳　十三区一号三四五七番　近藤フサ　八区二号二八六五番　松谷丑吉、松谷ハツイ

一　改葬を行おうとする者　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二　財団法人冨士霊園

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　翠配ぜん人紹介所　埼玉県川口市上青木六丁目七番七号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十二年十月二十八日

埼玉県川口市上青木六丁目七番七号

翠配ぜん人紹介所

松島シズ子